

三菱自動車健康保険組合 御中  
 (在職中の方は勤務先の  
 健保担当窓口経由でご提出ください。)

(受付日付印)

事業主印

被保険者  
 被扶養者 移送承認申請書

被 保 険 者 記 入 欄	健康保険証 記号・番号	記号	番号	事業所名		
	被保険者氏名	Ⓜ		所 属		
	受 診 者 氏 名	続柄		受 診 者 生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	
	発病または 負傷年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	発病又は 負傷の原因		
	医療機関の 所在地及び 名 称			備 考		
医 師 意 見 記 入 欄	傷 病 名				移送を必要と認める具体的な理由	
	移送(予定) 年 月 日	令和	年 月 日			
	移送の方法 及び 区 間					
	上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所 在 地 医療機関名 担当医氏名 Ⓜ					
健 保 記 入 欄	移 送 承 認 伺					
	移送方法及び移送区間			常務理事	事務長	主任

注 1. 移送を要する場合はこの申請書を必ず事前に提出して承認の可否を得てください。

2. やむを得ない理由で事前に提出することができず事後承認を得ようとする場合は「届書」として、その理由を備考欄に記載してください。

【以下健保記入欄】

令和 年 月 日

移送承認 可・否 決定通知書

三菱自動車健康保険組合  
 理 事 長

移送承認		可 否	決定しましたので通知いたします。		
健康保険証 記号・番号	記号	番号	承認内容		
被 保 険 者 氏 名			移 年 月 日	送 年 月 日	
受 診 者 氏 名	続柄		移送方法及び区間		

この給付でわからないことがある場合は健康保険組合にお尋ねください。  
 また、この保険給付の決定に関し不服のある場合は、この決定通知を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に文書又は口頭によって社会保険審査官(関東信越厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送付された日の翌日から起算して2ヶ月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求をすることができます。  
 なお、この決定の取消しの訴えは、決定があったこと知った日から6ヶ月以内(審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6ヶ月以内)に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。